

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 28 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	22	事業名	釣師浜水産業共同利用施設復興整備事業	事業番号	C-7-1
交付団体	新地町	事業実施主体 (直接/間接)	新地町 (直接)		
総交付対象事業費	1,068,896 (千円)	全体事業費	1,106,900 (千円)		
事業概要					
<p>東日本大震災により、壊滅的な被害を受けた、本町の主要な産業である水産業の、円滑かつ迅速な復興を図るため、町が水産業基盤再生に必要な施設及び周辺環境を整備し、水産物の安定供給と経営再開を実現するために総合的な支援事業を実施する。</p> <p>* 消費税の増税及び資材費・工事費の上昇等に伴う事業費の増額、及び事業量等の精査について申請するもの。</p> <p>共同利用施設 A=1,980 m²→901 m² 漁具倉庫 A=500 m²→1,273 m²</p> <p>「(第一次)新地町復興計画」の 28 ページ「(3)海のあるまち再生事業にて、「漁港の復旧、堤外地・堤内地の整備など新たな漁港計画にもとづく港まちづくり、ブルーツーリズムをめざします」「岸壁の嵩上げ、電気・水道、上架・製氷施設などの復旧、防波堤、防潮堤の復旧を急ぎます」と位置づけている。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24~27 度> 設計業務、既存施設解体工事、外構工事</p> <p><平成 28 年度> 各種施設建築工事、排水管工事</p> <p><平成 29 年度> 外構工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災により、本町沿岸部において 900ha を超える面積が津波により被害を受け、町沿岸部にある釣師浜漁港でも、ほとんどの施設が流出、全壊の被害を受けている。</p> <p>沿岸部に住んでいた多くの漁業者や水産加工業者は、自宅を津波で流され、船や漁具、漁具を収める倉庫なども失っており、将来の見通しが立っていない状況にある。さらに追い打ちをかけるように、原発事故によって漁業再開の見通しも立っていないため、離職を考える人も少なくない。</p> <p>震災前に共同利用施設を所有していた相馬双葉漁業協同組合では、現在水揚げがない状況で復旧・復興作業のための費用を支出しているため、これ以上財政的に負担することは厳しい。町の主要な産業である水産業がこのままでは立ち直ることもできないことが危惧されることから、町が水産業基盤整備を実施し、いち早い水産業の再開を支援するために本事業を実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>災害復旧事業により、釣師浜漁港の岸壁や防波堤の復旧が進められており、平成 27 年度までに完了予定となっている。しかし災害復旧業では施設の復旧費算定に経年減価方式を採るため、本町の古い被災施設・設備等を復旧する場合には自己負担が大きく、現在の相馬双葉漁業協同組合では復旧が難しい状況にあるため、本事業の導入により整備促進を図る。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 28 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	53	事業名	都市公園事業 (釣師地区防災緑地) ※施設費	事業番号	D-22-2
交付団体	新地町		事業実施主体 (直接/間接)	新地町 (直接)	
総交付対象事業費	1,888,000 (千円)		全体事業費	2,241,500 (千円)	

事業概要

■釣師地区 津波防災緑地 A=約 18.1ha 【公園種別: 緩衝緑地】

新地町釣師地区は津波により壊滅的な被害を受け、その津波は沿岸部の集落、県道相馬亘理線、JR 常磐線新地駅を含む前後の線路、中島地区を破壊し、新地町役場、国道 6 号まで浸水させた。

本事業は、津波被害を受け集団移転を行う沿岸集落と農地の跡地 (砂子田川~濁川) に、防災緑地を整備し、その他、防潮堤、県道相馬亘理線等と一体的に津波の減衰を図り、新地町役場や国道 6 号への浸水を防ぐ減災のまちづくりを目指して実施するものである。また、この減衰効果により、町が進めている中島地区での土地区画整理事業エリアも浸水深が低下し事業実施が可能となっている。

構造面は、海岸から防潮堤、防災緑地内の盛土と樹林及び背後の緑地区域外の湛水区域、県道相馬亘理線との組合せで津波の減衰を図る。なお、地区北端の砂子田川の北側には県による防災緑地が整備される。

追加分は、町へ移管予定の地区内県道: 相馬亘理線 (旧道) について、嵩上げされる地区両端と臨港道路交差点以外の一般区間は窪地状に残ることから、沿道の緑地の使い勝手の改善のほか、災害時に地区内駐車場からの避難に一定時間を要す等、窪地では浸水の危険性が高く排水対策が別途必要となる点为了避免するため、追加盛土の上、緑地整備と一体的な兼用工作物としての整備を行う。さらに公園内施設の追加整備を図るものである。また、一部区域については盛土量を見直す等、事業費の縮減を図っている。

(「(第一次) 新地町復興計画」の 28~29 ページ「(3) 海のあるまち再生事業」②公園緑地の整備を参照)

また、釣師地区防災緑地は、「新地町復興整備計画」及び「新地町地域防災計画」に、10 戸以上の市街地や主要な公共施設 (新地町役場、国道 6 号) を直接的に防御するものとして、津波被害を軽減する機能 (津波の減衰、漂流物の捕捉) を位置づける予定である。

当面の事業概要

<平成 24 年度~平成 28 年度>: 地形測量、用地測量、緑地設計

<平成 25 年度~平成 30 年度>: 盛土工、植栽工、園路工等

東日本大震災の被害との関係

津波による甚大な被害を受けた釣師集落のほぼ全域が災害危険区域の指定 (H23. 12. 27 告示) を受けており、集団移転事業が進められている。この跡地を活用し防災緑地の整備を進める。

新地町「防災のまちづくり」におけるインフラ整備の基本的な考え方は、防災拠点となる役場と国道 6 号を浸水から守ることとしているため、海岸堤防及び防災緑地を主たる津波防御施設としてシミュレーションを行い、本事業の規模を計画している。

関連する災害復旧事業の概要

予定地区内の沿岸部に位置する海岸防潮堤において災害復旧事業が進められている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--